

議案第133号

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年11月28日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

（通勤手当）

第3条の2 市長等の通勤手当の額は、伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

第4条中「市長等の受ける」を「市長等の」に、「伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）」を「一般職の職員」に改め、同条ただし書中「について」を「の計算に係る基礎額」に、「に次に」を「とし、基礎額に乗じる割合は、次に」に改め、「を乗じて得た額」を削る。

第5条第1項中「市長等」を「市長等の退職手当（以下単に「退職手当」という。）は、市長等」に、「場合には、退職手当を」を「場合に」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同条第5項中「の規定による在職期間の計算」を「に規定する在職期

間」に、「月数による」を「期間とする」に改める。

第7条中「前4条」を「前5条」に、「給料、旅費及び期末手当」を「市長等の給与及び旅費」に改める。

(伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成16年伊賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（給料）」に改める。

第3条第1項中「扶養手当」の次に「、通勤手当」を加える。

第4条第2項中「退職手当」の次に「（以下単に「退職手当」という。）」を加え、同条第3項中「在職年数」を「在職期間」に改め、同条第4項中「教育長の」を削る。

第6条中「又は」を「及び」に改める。

(伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

(通勤手当)

第3条の2 管理者の通勤手当の額は、伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

第4条中「管理者の受ける」を「管理者の」に、「伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）」を「一般職の職員」に改め、同条ただし書中「について」を「の計算に係る基礎額」に、「に次に」を「とし、基礎額に乗じる割合は、次に」に改め、「を乗じて得た額」を削る。

第5条第1項中「管理者」を「管理者の退職手当（以下単に「退職手当」という。）は、管理者」に、「場合には、退職手当を」を「場合に」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同条第3項中「在職年数」を「在職期間」に改め、同条第4項中「管理者の」を削り、「上野市」を「伊賀市」に改める。

第7条の見出しを「（支給方法）」に改め、同条中「第3条から前条まで」を「前

5条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。